

富障福第778号
令和2年3月9日

放課後等デイサービス事業所 様

富田林市福祉事務所長

新型コロナウイルス感染症防止のため小学校等臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて

日頃は本市における福祉行政の推進に格別の配慮とご協力を賜りありがとうございます。

さて、厚生労働省より令和2年3月3日「新型コロナウイルス感染症防止のため小学校等臨時休業に関連し放課後等デイサービスに係るQ&Aについて」Q17において示された、「児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象となります。」につきまして、下記のとおり本市の判断基準をお示しさせていただきますので宜しくお願い致します。

記

基本的には欠席時対応加算算定時と同等の支援内容に加えて児童が感染をおそれ欠席していることが記録されていれば、特例報酬の算定を可能とします。

但し、こうした支援により通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者の方にはご説明をお願いします。

尚、欠席時対応加算と同様に、欠席をした同日に他の事業所において放課後等デイサービスを利用した場合は、通所した事業所の報酬のみ算定可能となりますので、ご留意お願いします。

この取り扱いは小学校等の臨時休業に伴うものであり、令和2年3月2日から令和2年3月24日までを対象とさせていただきますが、今後厚生労働省よりこの取り扱いについての変更等の通知があればおって連絡させていただきます。

以上

問い合わせ先 富田林市役所 子育て福祉部 障がい福祉課 前田 TEL0721-25-1000 内線 (195)
--